

## 西宮浜総合公園・多目的人工芝グラウンド ネーミングライツ・パートナーの募集について

西宮市が推進している広告事業の一つとして、ネーミングライツを導入することとし、西宮浜総合公園多目的人工芝グラウンドのネーミングライツ・パートナーの募集を平成 26 年 7 月 8 日（火）から開始いたします。詳細については次のとおりです。

### 1. 目的

ネーミングライツは、施設等の愛称が、市の行う周知・広報活動、マスメディアによる報道等を通じて多くの方の目に触れることにより、企業名や商品ブランド名の宣伝効果とともに、企業の地域貢献としての CSR（社会的責任）の向上に寄与することが期待できます。ネーミングライツ料は、施設補修や運営費等の一部財源として使用します。

なお、今回実施する西宮浜総合公園多目的人工芝グラウンドのネーミングライツ・パートナーの募集の応募状況や提案された金額などを踏まえ、他施設での導入についても検討していきます。

### 2. 募集概要

#### (1) 対象施設

施設名称	西宮浜総合公園多目的人工芝グラウンド
所在地	西宮市西宮浜 3 丁目(阪神高速湾岸線及び側道沿い)
施設概要	募集要項附属 別紙 1 のとおり

#### (2) 募集概要

ネーミングライツの対象

「西宮浜総合公園多目的人工芝グラウンド」の愛称

ネーミングライツ料

最低募集金額（非公表）を設定させていただきます。

応募受付期間

平成 26 年 7 月 8 日（火）～ 9 月 26 日（金）午後 5 時まで

ネーミングライツ使用期間

3 年 3 ヶ月(平成 27 年 1 月から平成 30 年 3 月までの予定)

愛称に係る条件等

- ・ ネーミングライツ・パートナーは、施設の愛称として、企業名、商品名などを付けることができますが、市民に親しまれ、施設の愛称としてふさわしいものとしてください。
- ・ 愛称の最初又は最後に「西宮浜」若しくは「西宮浜総合公園」を付け、グラウンドを連想できる名称も加えてください。  
例) グラウンド西宮浜、西宮浜 スポーツフィールド、西宮浜 多目的人工芝グラウンド、フィールド西宮浜総合公園
- ・ 市条例で定める施設の正式名称を変更するものではありません。

- ・ 西宮市広告掲載要綱第 2 条第 1 項の内容に該当するものを愛称とすることはできません。

#### 費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次の表によるものとします。

区 分	市	ネーミングライツ・パートナー
看板等表示の変更、新規看板等の設置・維持管理等		}
契約期間終了後の原状回復		
市作成のパンフレット、封筒等の印刷物や市ホームページの表示変更		( )

#### パートナーメリットに関する提案

の区分に加え、その他のパートナーメリットについて、希望があれば提案することができます。実施可能な範囲で対応いたしますが、協議によりご希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

### (3) 応募資格

法人を対象としますが、次のいずれかに該当する場合は申し込むことができません。

西宮市広告掲載基準第 4 条に定める規制業種又は事業者である場合

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている場合

西宮市の指名停止処分を受けている場合

国税又は地方税を滞納している場合

### 3. 選定の方法等

#### (1) 選定方法

市の選定委員会において、提出書類をもとに、ネーミングライツ・パートナーとしての適格性や愛称案、提案金額の多寡等を総合的に審査し、候補者及び第順位までを選定します。応募者が 1 者のみの場合も、ネーミングライツ・パートナーとしての適格性その他の審査を行います。

なお、選定基準を満たす者がいない場合は、候補者を選定しません。

#### (2) 選定結果の通知

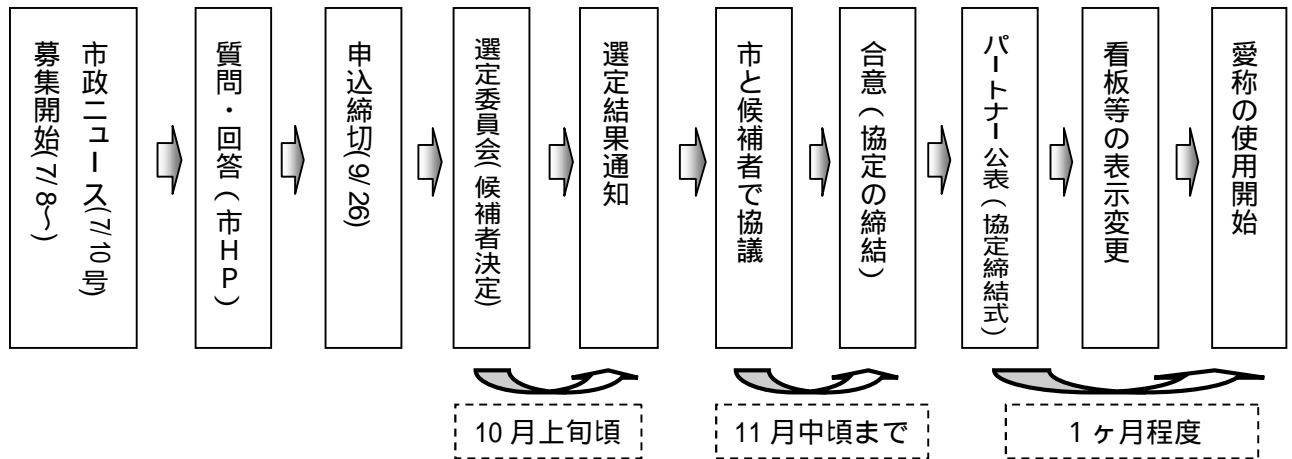
選定の結果は、全ての応募者に文書で通知します。

#### (3) 結果の公表

市と候補者が協議を行い、協定を締結した場合、ネーミングライツ・パートナー、愛称、ネーミングライツ料等を市ホームページ、市政ニュース等で公表します。

#### 4. その他

##### (1) 申込みから開始までの流れ



##### (2) 協定の締結

候補者の選定後、市と候補者は速やかに必要な協議、調整を行い、ネーミングライツ・パートナーとして協定を締結します。協議には一定の期間を設け、その期間内に協議が整わなかった場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位者を候補者として協議を行うこととします。

##### (3) 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーと協定を締結した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でないと認められるときは、市は協定を解除できることとします。

その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。また、既に支払われたネーミングライツ料は、返還しません。

#### 5. お問い合わせ窓口

西宮市土木局道路公園部公園緑地課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3

TEL 0798-35-3611

FAX 0798-36-1984

E-mail vo\_kouen@nishi.or.jp

(問合せ) 西宮市公園緑地課 0798-35-3611